

業績概要(事業の概況)

2021年度の業績について

2021年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、訪問による営業活動の自粛を余儀なくされたことから、DMや電話セールスを併用し、コロナウイルスだけでなくその他のあらゆる悩みをお聞きする「よろず相談所」の取組みを実践し、資金繰り支援や本業支援、経営改善支援に最優先で取り組みました。

その結果、コロナ関連融資に伴う潤沢な手元資金により資金需要が減退し、貸出金は前期比減少となりましたが、預金については、個人の流動性預金を中心に増加が図れ、当期純利益は前期並みの10億円余を確保することができました。

但陽信用金庫と地域の絆

当金庫は、大正15年に但馬(朝来市生野町)にて創業。山陽地域にご縁を拡げ、昭和63年5月、東播磨の加古川市に本店を移転。南但馬を含めた兵庫県中南部を事業区域に、地域の中小企業者や住民による会員組織の金融機関として、相互扶助による「地域の発展」「豊かな暮らしの実現」を共通の理念としています。

地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域で資金を必要とされるお客様にご利用いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービス機能の提供にとどまらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもある「地域創生」への参画や文化・環境・福祉・教育・観光といった面も視野に、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



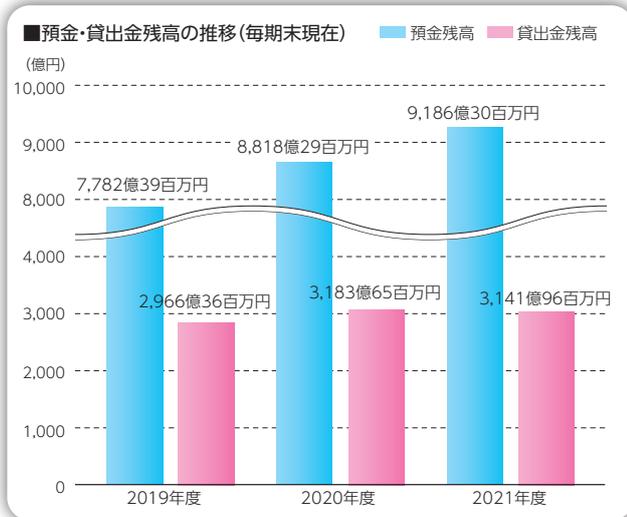
サービス網について

2021年11月15日(月)に「高砂市役所出張所」を新設いたしました。(営業時間 平日 8:30~17:15、土・日・祝 休止)

2022年6月末現在で、34店舗71出張所のサービス網となっています。



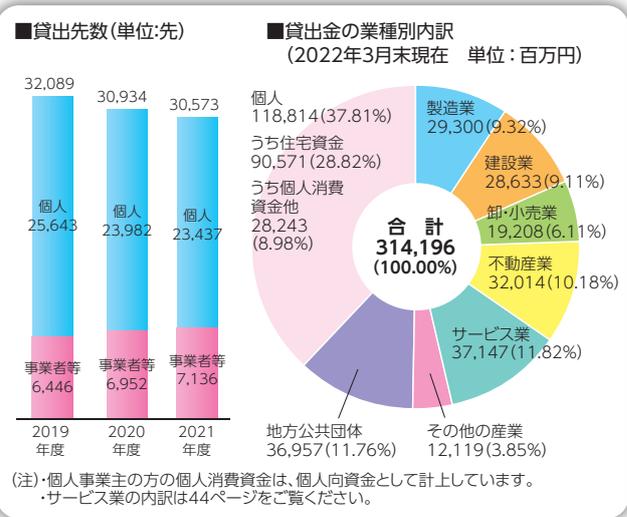
預金・貸出金について



【預金について】

預金については、新型コロナウイルスの感染拡大により事業形態や働き方が大きく変化し、当金庫も訪問活動を制限し、DMや電話セールスの併用による「よろず相談所」の実践と「間口拡大メイン化」の推進に努めました。

その結果、期末残高は、9,186億円(前期比368億円、4.17%増)となり、科目別では普通預金が393億円、人格別では個人預金が280億円それぞれ増加しました。



【貸出金について】

コロナウイルス感染拡大の影響が続く中、お取引先事業者への資金繰り支援や本業支援・経営改善支援、個人のお客様への生活設計支援を最優先に取り組みました。また、コロナ関連融資により手元資金が潤沢な事業者が多いことやコロナウイルスの影響で訪問活動を自粛したことなどから、資金需要は大幅に減退しました。

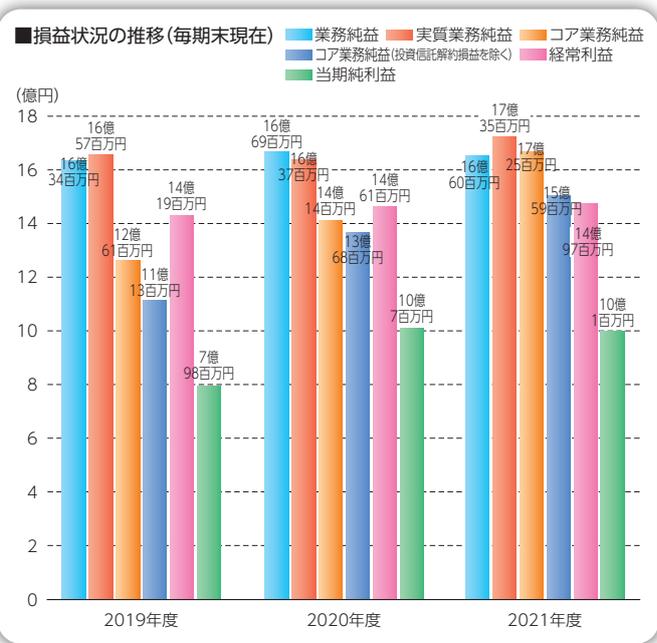
その結果、期末残高は3,141億円(前期比▲41億円、▲1.30%減)となり、事業性融資が▲30億円、個人向け融資が▲11億円、それぞれ減少しました。

損益について

■損益については、日銀の金融緩和政策の継続による低金利環境に低利のコロナ関連融資の実行が重なり、貸出金利回りが低下、貸出金利息収入も減収となりましたが、的確なリスク管理のもと取り組んだ有価証券運用でその減収をカバーし資金利益は、82億75百万円(前期比1億3百万円、1.26%増)となりました。**業務純益**は、経費の削減が図れたものの、振込手数料の引下げによる役務取引収支の減収や債券売買益の減少により、16億60百万円(同▲8百万円、▲0.49%減)、**実質業務純益**は17億35百万円(同98百万円、6.03%増)となりました。また、**コア業務純益**は、17億25百万円(同3億11百万円、22.05%増)、**コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**も、15億59百万円(同1億91百万円、13.99%増)となりました。

■**経常利益**は、株式運用益および保証協会の責任共有負担金戻入が貸倒引当金の繰入を上回り、14億97百万円(同35百万円、2.44%増)を確保することができました。

■**当期純利益**は、固定資産処分損等で特別損失13百万円を計上したものの、前年並みの10億1百万円(▲5百万円、▲0.56%減)を計上しました。



ワンポイントメモ

- ・**業務純益**：業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)。貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
- ・**実質業務純益**：実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額。実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
- ・**コア業務純益**：コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益。国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
- ・**コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**：コア業務純益から投資信託解約損益(有価証券利息配当金に含まれるもの)を差し引いたものです。
- ・**経常利益**：経常利益＝(業務収益＋臨時収益)－(業務費用＋臨時費用)
- ・**当期純利益**：経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益

自己資本比率について

〈国内基準向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

当金庫の2022年3月期の自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額} \mathbf{49,319\text{百万円}} - \text{コア資本に係る調整項目の額} \mathbf{278\text{百万円}})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} \mathbf{298,075\text{百万円}} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\% \mathbf{16,062\text{百万円}}} \times 100 = \mathbf{15.61\%}$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2021年度は、前年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお取引先への支援を最優先に取り組み、低金利環境下での収益確保に努めました。

その結果、2021年度の自己資本比率は、自己資本の増加率がリスクアセットの増加率を下回り、前期比0.43ポイント低下の15.61%となりましたが、依然として国内基準4%を大幅に上回る水準を保っています。

引き続き、経営の重要課題であるリスク管理に留意し健全性・安全性の確保に努めつつ、地域金融機関として地元の皆様の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいります。



信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況

[信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当の状況【単体・連結】]

(単位: 百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	811	811	486	100.00	100.00
	2021年度	977	977	587	100.00	100.00
危険債権	2020年度	4,072	3,753	2,317	92.17	81.82
	2021年度	4,749	4,525	2,839	95.30	88.30
要管理債権	2020年度	306	131	126	42.86	2.72
	2021年度	329	160	160	48.85	0.45
三月以上延滞債権	2020年度	98	72	70	72.99	5.59
	2021年度	11	6	6	58.06	0.55
貸出条件緩和債権	2020年度	207	58	55	28.46	2.19
	2021年度	317	153	153	48.50	0.45
小計(A)	2020年度	5,189	4,696	2,930	90.49	78.15
	2021年度	6,055	5,663	3,587	93.53	84.13
正常債権(B)	2020年度	314,054				
	2021年度	308,913				
総与信残高(A)+(B)	2020年度	319,244				
	2021年度	314,969				

不良債権比率(A)/(A)+(B)×100	2020年度	2021年度
	1.63%	1.92%

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含んでいます。
 ※不良債権比率は単位未満を四捨五入して表記しています。
 ※上記開示計数は、単体・連結とも同一です。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸付借契約によるものに限る。)です。

■金融再生法上の不良債権比率と残高推移

